

権利関係 平成13年 問1 「共有」

A・B・Cが、持分を6・2・2の割合とする建物を共有している場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆1

Aが、B・Cに無断で、この建物を自己の所有としてDに売却した場合は、その売買契約は有効であるが、B・Cの持分については、他人の権利の売買となる。

◆2

Bが、その持分に基づいて単独でこの建物全部を使用している場合は、A・Cは、Bに対して、理由を明らかにすることなく当然に、その明渡しを求めることができる。

◆3

この建物をEが不法占有している場合には、B・Cは単独でEに明渡しを求めることはできないが、Aなら明渡しを求めることができる。

◆4

裁判による共有物の分割では、Aに建物を取得させ、AからB・Cに対して適正価格で賠償させる方法によることは許されない。

権利関係 平成13年 問1 「共有」

A・B・Cが、持分を6・2・2の割合とする建物を共有している場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆1

Aが、B・Cに無断で、この建物を自己の所有としてDに売却した場合は、その売買契約は有効であるが、B・Cの持分については、他人の権利の売買となる。

解答：○（正しい）

- ・他人の物を勝手に売る契約も有効。

◆2

Bが、その持分に基づいて単独でこの建物全部を使用している場合は、A・Cは、Bに対して、理由を明らかにすることなく当然に、その明渡しを求めることができる。

解答：×（誤り）

- ・3人とも建物の持主なので、出てゆけとは言えない。

◆3

この建物をEが不法占有している場合には、B・Cは単独でEに明渡しを求めることはできないが、Aなら明渡しを求めることができる。

解答：×（誤り）

- ・各自が明渡しを求めることができる。

◆4

裁判による共有物の分割では、Aに建物を取得させ、AからB・Cに対して適正価格で賠償させる方法によることは許されない。

解答：×（誤り）

- ・共有物の分割は、Aに建物を取得させ、AからB・Cに対して適正価格で賠償させるという方法を使える。

Aが、Bに住宅用地を売却した場合の錯誤に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

Bが、Aや媒介業者の説明をよく聞き、自分でもよく調べて、これなら住宅が建てられると信じて買ったが、地下に予見できない空洞（古い防空壕）があり、建築するためには著しく巨額の費用が必要であることが判明した場合、Bは、売買契約は錯誤によって無効であると主張できる。

◆ 2

売買契約に要素の錯誤があった場合は、Bに代金を貸し付けたCは、Bがその錯誤を認めず、無効を主張する意思がないときでも、Aに対し、Bに代位して、無効を主張することができる。

◆ 3

Aが、今なら課税されないと信じていたが、これをBに話さずに売却した場合、後に課税されたとしても、Aは、この売買契約が錯誤によって無効であるとはいえない。

◆ 4

Bは、代金をローンで支払うと定めて契約したが、Bの重大な過失によりローン融資を受けることができない場合、Bは、錯誤による売買契約の無効を主張することはできない。

権利関係 平成13年 問2 「錯誤」

Aが、Bに住宅用地を売却した場合の錯誤に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆1

Bが、Aや媒介業者の説明をよく聞き、自分でもよく調べて、これなら住宅が建てられると信じて買ったが、地下に予見できない空洞（古い防空壕）があり、建築するためには著しく巨額の費用が必要であることが判明した場合、Bは、売買契約は錯誤によって無効であると主張できる。

解答：○（正しい）

- ・ Bは錯誤によって無効であると主張できる。

◆2

売買契約に要素の錯誤があった場合は、Bに代金を貸し付けたCは、Bがその錯誤を認めず、無効を主張する意思がないときでも、Aに対し、Bに代位して、無効を主張することができる。

解答：×（誤り）

- ・ 無効と主張できるのは本人のBだけ。

◆3

Aが、今なら課税されないと信じていたが、これをBに話さずに売却した場合、後に課税されたとしても、Aは、この売買契約が錯誤によって無効であるとはいえない。

解答：○（正しい）

- ・ Aはこの売買契約が錯誤によって無効であるとはいえない。

◆4

Bは、代金をローンで支払うと定めて契約したが、Bの重大な過失によりローン融資を受けることができない場合、Bは、錯誤による売買契約の無効を主張することはできない。

解答：○（正しい）

- ・ Bは錯誤による売買契約の無効を主張することはできない。

A所有の甲地は袋地で、Aが所有していない回りの土地（囲繞地）を通る通路を開設しなければ公道に出ることができない。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1

Aは、囲繞地の所有者に代償を支払えば、自己の意思のみによって通行の場所及び方法を定め、囲繞地に通路を開設することができる。

◆ 2

Bが、Aから甲地を譲り受けた場合には、Bは、所有権移転の登記を完了しないと、囲繞地に通路を開設することができない。

◆ 3

甲地が、A及びCの共有地の分割によって袋地となったときには、Aは、Cが所有する分割後の残余地にしか通路を開設することができない。

◆ 4

甲地が、D所有の土地を分筆してAに売却した結果、袋地になった場合で、Dが、甲地の譲渡後その残余地である乙地をEに売却したときには、Aは乙地に通路を開設することができない。

権利関係 平成13年 問3 「通行権」

A所有の甲地は袋地で、Aが所有していない回りの土地（囲繞地）を通る通路を開設しなければ公道に出ることができない。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆1

Aは、囲繞地の所有者に代償を支払えば、自己の意思のみによって通行の場所及び方法を定め、囲繞地に通路を開設することができる。

解答：×（誤り）

- ・一番迷惑のかからないような方法と場所を選ぶ。

◆2

Bが、Aから甲地を譲り受けた場合には、Bは、所有権移転の登記を完了しないと、囲繞地に通路を開設することができない。

解答：×（誤り）

- ・所有権移転の登記前でも通路を開設できる。

◆3

甲地が、A及びCの共有地の分割によって袋地となったときには、Aは、Cが所有する分割後の残余地にしか通路を開設することができない。

解答：○（正しい）

- ・Cの所有地にだけしか通路を作れない。

◆4

甲地が、D所有の土地を分筆してAに売却した結果、袋地になった場合で、Dが、甲地の譲渡後その残余地である乙地をEに売却したときには、Aは乙地に通路を開設することができない。

解答：×（誤り）

- ・残った乙地にしか通路を作れない。

権利関係 平成13年 問4 「連帯債務」

AとBとが共同で、Cから、C所有の土地を2,000万円で購入し、代金を連帯して負担する（連帯債務）と定め、CはA・Bに登記、引渡しをしたのに、A・Bが支払をしない場合の次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

Cは、Aに対して2,000万円の請求をすると、それと同時に、Bに対しては、全く請求をすることができない。

◆ 2

AとBとが、代金の負担部分を1,000万円ずつと定めていた場合、AはCから2,000万円請求されても、1,000万円を支払えばよい。

◆ 3

BがCに2,000万円を支払った場合、Bは、Aの負担部分と定めていた1,000万円及びその支払った日以後の法定利息をAに求償することができる。

◆ 4

Cから請求を受けたBは、Aが、Cに対して有する1,000万円の債権をもって相殺しない以上、Aの負担部分についても、Bからこれをもって相殺することはできない。

権利関係 平成13年 問4 「連帯債務」

AとBとが共同で、Cから、C所有の土地を2,000万円で購入し、代金を連帯して負担する（連帯債務）と定め、CはA・Bに登記、引渡しをしたのに、A・Bが支払をしない場合の次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆1

Cは、Aに対して2,000万円の請求をすると、それと同時に、Bに対しては、全く請求をすることができない。

解答：×（誤り）

- ・CはAとB同時に2,000万円を請求できる。

◆2

AとBとが、代金の負担部分を1,000万円ずつと定めていた場合、AはCから2,000万円請求されても、1,000万円を支払えばよい。

解答：×（誤り）

- ・2,000万円支払う必要がある。

◆3

BがCに2,000万円を支払った場合、Bは、Aの負担部分と定めていた1,000万円及びその支払った日以後の法定利息をAに求償することができる。

解答：○（正しい）

- ・Bが先にAの負担部分を支払ってくれた場合、Bは法定利息をAに求償することができる。

◆4

Cから請求を受けたBは、Aが、Cに対して有する1,000万円の債権をもって相殺しない以上、Aの負担部分についても、Bからこれをもって相殺することはできない。

解答：×（誤り）

- ・BはAの債権で相殺ができる。

権利関係 平成 13 年 問 5 「物権変動の対抗要件」

AからB、BからCに、甲地が、順次売却され、AからBに対する所有権移転登記がなされた。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

◆ 1 Aが甲地につき全く無権利の登記名義人であった場合、真の所有者Dが所有権登記をBから遅滞なく回復する前に、Aが無権利であることにつき善意のCがBから所有権移転登記を受けたとき、Cは甲地の所有権をDに対抗できる。

◆ 2 BからCへの売却後、AがAB間の契約を適法に解除して所有権を取り戻した場合、Aが解除を理由にして所有権登記をBから回復する前に、その解除につき善意のCがBから所有権移転登記を受けたときは、Cは甲地の所有権をAに対抗できる。

◆ 3 BからCへの売却前に、AがAB間の契約を適法に解除して所有権を取り戻した場合、Aが解除を理由にして所有権登記をBから回復する前に、その解除につき善意のCがBから甲地を購入し、かつ、所有権移転登記を受けたときは、Cは甲地の所有権をAに対抗できる。

◆ 4 BからCへの売却前に、取得時効の完成により甲地の所有権を取得したEがいる場合、Eがそれを理由にして所有権登記をBから取得する前に、Eの取得時効につき善意のCがBから甲地を購入し、かつ、所有権移転登記を受けたときは、Cは甲地の所有権をEに対抗できる。

権利関係 平成13年 問5 「物権変動の対抗要件」

AからB、BからCに、甲地が、順次売却され、AからBに対する所有権移転登記がなされた。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

◆1 Aが甲地につき全く無権利の登記名義人であった場合、真の所有者Dが所有権登記をBから遅滞なく回復する前に、Aが無権利であることにつき善意のCがBから所有権移転登記を受けたとき、Cは甲地の所有権をDに対抗できる。

解答：×（誤り）

・Cは善意であっても、登記を受けていてもDに負ける。

◆2 BからCへの売却後、AがAB間の契約を適法に解除して所有権を取り戻した場合、Aが解除を理由にして所有権登記をBから回復する前に、その解除につき善意のCがBから所有権移転登記を受けたときは、Cは甲地の所有権をAに対抗できる。

解答：○（正しい）

・先に登記を得ている方が勝つ。

◆3 BからCへの売却前に、AがAB間の契約を適法に解除して所有権を取り戻した場合、Aが解除を理由にして所有権登記をBから回復する前に、その解除につき善意のCがBから甲地を購入し、かつ、所有権移転登記を受けたときは、Cは甲地の所有権をAに対抗できる。

解答：○（正しい）

・先に登記を得ている方が勝つ。

◆4 BからCへの売却前に、取得時効の完成により甲地の所有権を取得したEがいる場合、Eがそれを理由にして所有権登記をBから取得する前に、Eの取得時効につき善意のCがBから甲地を購入し、かつ、所有権移転登記を受けたときは、Cは甲地の所有権をEに対抗できる。

解答：○（正しい）

・時効取得したEと、その後で購入したCとでは、先に登記を受けたほうが勝つ。

権利関係 平成13年 問6 「様々な契約」

契約当事者が死亡した場合に関する次の記述は、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

委任契約において、委任者または受任者が死亡した場合、委任契約は終了する。

◆ 2

使用貸借契約において、貸主または借主が死亡した場合、使用貸借契約は効力を失う

◆ 3

組合契約において、組合員が死亡した場合、当該組合員は組合契約から脱退する。

◆ 4

定期贈与契約（定期の給付を目的とする贈与契約）において、贈与者または受贈者が死亡した場合、定期贈与契約は効力を失う。

権利関係 平成13年 問6 「様々な契約」

契約当事者が死亡した場合に関する次の記述は、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

委任契約において、委任者または受任者が死亡した場合、委任契約は終了する。

解答：○（正しい）

- ・受任者が死亡した場合、委任契約は終了する。

◆ 2

使用貸借契約において、貸主または借主が死亡した場合、使用貸借契約は効力を失う

解答：×（誤り）

- ・借主が死亡すると効力を失うが、貸主が死亡しても効力は失われず相続される。

◆ 3

組合契約において、組合員が死亡した場合、当該組合員は組合契約から脱退する。

解答：○（正しい）

- ・組合員が死亡した場合、組合員は組合契約から脱退する。

◆ 4

定期贈与契約（定期の給付を目的とする贈与契約）において、贈与者または受贈者が死亡した場合、定期贈与契約は効力を失う。

解答：○（正しい）

- ・贈与者または受贈者が死亡した場合、定期贈与契約は効力を失う。

権利関係 平成13年 問7 「抵当権」

Aは、Bから3,000万円の借金をし、その借入金債務を担保するために、A所有の甲地と、乙地と、乙地上の丙建物の上に、いずれも第1順位の普通抵当権（共同抵当）を設定し、その登記を経た。その後甲地については、第三者に対して第2順位の抵当権が設定され、その登記がされたが、第3順位以下の担保権者はいない。この場合、民法の規定によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

◆1 甲地が1,500万円、乙地が2,000万円、丙建物が500万円で競売され、同時に代価を配当するとき、Bはその選択により、甲地及び乙地の代金のみから優先的に配当を受けることができる。

◆2 甲地のみが1,500万円で競売され、この代価のみがまず配当される時、Bは、甲地にかかる後順位抵当権者が存在しても、1,500万円全額（競売費用等は控除）につき配当を受けることができる。

◆3 Bは、Aの本件借入金債務の不履行による遅延損害金については、一定の場合を除き、利息その他の定期金と通算し、最大限、最後の2年分しか、本件登記にかかる抵当権の優先弁済権を主張することができない。

◆4 Bと、甲地に関する第2順位の抵当権者は、合意をして、甲地上の抵当権の順位を変更することができるが、この順位の変更は、その登記をしなければ効力が生じない。

権利関係 平成13年 問7 「抵当権」

Aは、Bから3,000万円の借金をし、その借入金債務を担保するために、A所有の甲地と、乙地と、乙地上の丙建物の上に、いずれも第1順位の普通抵当権（共同抵当）を設定し、その登記を経た。その後甲地については、第三者に対して第2順位の抵当権が設定され、その登記がされたが、第3順位以下の担保権者はいない。この場合、民法の規定によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

◆1 甲地が1,500万円、乙地が2,000万円、丙建物が500万円で競売され、同時に代価を配当するとき、Bはその選択により、甲地及び乙地の代金のみから優先的に配当を受けることができる。

解答：×（誤り）

・ 抵当権が実行されて、同時に代価を配当するときは、不動産の売却代金の割合により配当を受ける。Bは特定の不動産を選択して配当を受けられない。

◆2 甲地のみが1,500万円で競売され、この代価のみがまず配当される時、Bは、甲地にかかる後順位抵当権者が存在しても、1,500万円全額（競売費用等は控除）につき配当を受けることができる。

解答：○（正しい）

・ 特定の不動産のみが競売され、その代価が配当される時、共同抵当権者は、その売却代金の全額まで債権金額の優先弁済を得られる。

◆3 Bは、Aの本件借入金債務の不履行による遅延損害金については、一定の場合を除き、利息その他の定期金と通算し、最大限、最後の2年分しか、本件登記にかかる抵当権の優先弁済権を主張することができない。

解答：○（正しい）

・ 債務不履行による遅延損害金は、利息その他の定期金と通算し、最大限、最後の2年分しか抵当権の優先弁済権を主張できない。

◆4 Bと、甲地に関する第2順位の抵当権者は、合意をして、甲地上の抵当権の順位を変更することができるが、この順位の変更は、その登記をしなければ効力が生じない。

解答：○（正しい）

・ 抵当権の順位の変更は、各抵当権者の合意によって行うことができる。この順位の変更は、登記をすることで効力が生じる。

Aが、B所有の建物の売却（それに伴う保存行為を含む）についてBから代理権を授与されている場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

Aが、Bの名を示さずCと売買契約を締結した場合には、Cが、売主はBであることを知っていても、売買契約はAC間で成立する。

◆ 2

Aが、買主Dから虚偽の事実を告げられて売買契約をした場合でも、Bがその事情を知りつつAに対してDとの契約を指図したものであるときには、BからDに対する詐欺による取消はできない。

◆ 3

Aが、買主を探索中、台風によって破損した建物の一部を、Bに無断で第三者に修繕させた場合、Bには、修繕代金を負担する義務はない。

◆ 4

Aは、急病のためやむを得ない事情があってもBの承諾がなければ、さらにEを代理人として選任しBの代理をさせることはできない。

権利関係 平成13年 問8 「代理」

Aが、B所有の建物の売却（それに伴う保存行為を含む）についてBから代理権を授与されている場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆1

Aが、Bの名を示さずCと売買契約を締結した場合には、Cが、売主はBであることを知っていても、売買契約はAC間で成立する。

解答：×（誤り）

- ・Cが真相を知っていれば契約はBC間で成立する。

◆2

Aが、買主Dから虚偽の事実を告げられて売買契約をした場合でも、Bがその事情を知りつつAに対してDとの契約を指図したものであるときには、BからDに対する詐欺による取消はできない。

解答：○（正しい）

- ・Bが虚偽を知りつつ契約の指図をした場合、取消権を放棄したことになり詐欺による取り消しができない。

◆3

Aが、買主を探索中、台風によって破損した建物の一部を、Bに無断で第三者に修繕させた場合、Bには、修繕代金を負担する義務はない。

解答：×（誤り）

- ・Aは保存行為も任されているので、Bに相談せずに修繕の発注ができる。

◆4

Aは、急病のためやむを得ない事情があってもBの承諾がなければ、さらにEを代理人として選任しBの代理をさせることはできない。

解答：×（誤り）

- ・やむを得ない事情がある場合は、復代理人の選任ができる。

権利関係 平成13年 問9 「敷金」

Aは、BからB所有の建物を賃借し、特段の定めをすることなく、敷金として50万円をBに交付した。この場合のAのBに対する敷金返還請求権に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

賃貸借契約期間中でも、Bの返済能力に客観的な不安が生じた場合は、Aは、賃料支払債務と敷金返還請求権とを対当額にて相殺することができる。

◆ 2

敷金返還請求権は、賃貸借契約と不可分であり、Aは、Bの承諾があつたとしても、これをAの債権者に対して担保提供することができない。

◆ 3

賃貸借契約が終了した場合、建物明渡債務と敷金返還債務とは常に同時履行の関係にあり、Aは、敷金の支払と引換えにのみ建物を明け渡すと主張できる。

◆ 4

Bは、Aの、賃貸借契約終了時までの未払賃料については、敷金から控除できるが、契約終了後明渡しまでの期間の賃料相当損害額についても、敷金から控除できる。

権利関係 平成13年 問9 「敷金」

Aは、BからB所有の建物を賃借し、特段の定めをすることなく、敷金として50万円をBに交付した。この場合のAのBに対する敷金返還請求権に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

賃貸借契約期間中でも、Bの返済能力に客観的な不安が生じた場合は、Aは、賃料支払債務と敷金返還請求権とを対当額にて相殺することができる。

解答：×（誤り）

- ・敷金では相殺できない。

◆ 2

敷金返還請求権は、賃貸借契約と不可分であり、Aは、Bの承諾があつたとしても、これをAの債権者に対して担保提供することができない。

解答：×（誤り）

- ・Bの承諾がなくとも担保提供することができる。

◆ 3

賃貸借契約が終了した場合、建物明渡債務と敷金返還債務とは常に同時履行の関係にあり、Aは、敷金の支払と引換えにのみ建物を明け渡すと主張できる。

解答：×（誤り）

- ・敷金の支払は明渡しが終わってからなので、同時履行ではない。

◆ 4

Bは、Aの、賃貸借契約終了時までの未払賃料については、敷金から控除できるが、契約終了後明渡しまでの期間の賃料相当損害額についても、敷金から控除できる。

解答：○（正しい）

- ・Bは敷金で控除することができる。

権利関係 平成13年 問10 「不法行為」

甲建物の占有者である（所有者ではない）Aは、甲建物の壁が今にも剥離しそうであると分かっていたのに、甲建物の所有者に通知せず、そのまま放置するなど、損害発生の防止のため法律上要求される注意を行わなかった。そのために壁が剥離して通行人Bが死亡した。この場合、Bの相続人からの不法行為に基づく損害賠償請求に関する次の記述は、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

Bが即死した場合、B本人の損害賠償請求権は観念できず、その請求権の相続による相続人への承継はない。

◆ 2

Bに配偶者と子がいた場合は、その配偶者と子は、Bの死亡による自己の精神上的苦痛に関し、自己の権利として損害賠償請求権を有する。

◆ 3

Bの相続人は、Aに対しては損害賠償請求ができるが、甲建物の所有者に対しては、損害賠償請求ができない。

◆ 4

壁の剥離につき、壁の施工業者にも一部責任がある場合には、Aは、その施工業者に対して求償権を行使することができる。

権利関係 平成13年 問10 「不法行為」

甲建物の占有者である（所有者ではない）Aは、甲建物の壁が今にも剥離しそうであると分かっていたのに、甲建物の所有者に通知せず、そのまま放置するなど、損害発生の防止のため法律上要求される注意を行わなかった。そのために壁が剥離して通行人Bが死亡した。この場合、Bの相続人からの不法行為に基づく損害賠償請求に関する次の記述は、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

Bが即死した場合、B本人の損害賠償請求権は観念できず、その請求権の相続による相続人への承継はない。

解答：×（誤り）

- ・ Bが即死した場合、損害賠償請求を相続人が承継する。

◆ 2

Bに配偶者と子がいた場合は、その配偶者と子は、Bの死亡による自己の精神上的苦痛に関し、自己の権利として損害賠償請求権を有する。

解答：○（正しい）

- ・ Bの死亡のショックに対する損害賠償請求を請求できる。

◆ 3

Bの相続人は、Aに対しては損害賠償請求ができるが、甲建物の所有者に対しては、損害賠償請求ができない。

解答：○（正しい）

- ・ 占有者に落度があるので、占有者に損害賠償請求ができる。
所有者に落度があった場合は所有者にできる。

◆ 4

壁の剥離につき、壁の施工業者にも一部責任がある場合には、Aは、その施工業者に対して求償権を行使することができる。

解答：○（正しい）

- ・ 施工業者にも一部責任がある場合には、求償権を行使することができる。

被相続人Aの相続人の法定相続分に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

AとBが婚姻中に生まれたAの子Cは、AとBの離婚の際、親権者をBと定められたが、Aがその後再婚して、再婚にかかる配偶者がいる状態で死亡したときは、Cは法定相続分はない。

◆ 2

Aに実子がなく、3人の養子がいる場合、法定相続分を有する養子は2人に限られる。

◆ 3

Aが死亡し、配偶者D及びその2人の子供E、Fで遺産分割及びそれに伴う処分を終えた後、認知の訴えの確定により、さらに摘出でない子Gが1人いることが判明した。Gの法定相続分は $1/6$ である。

◆ 4

Aに子が3人あり、Aの死亡の際、2人は存命であったが、1人は既に死亡していた。その死亡した子には2人の嫡出子H、Iがいた。A死亡の際、配偶者もいなかった場合、Hの法定相続分は $1/6$ である。

権利関係 平成13年 問11 「相続」

被相続人Aの相続人の法定相続分に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆1

AとBが婚姻中に生まれたAの子Cは、AとBの離婚の際、親権者をBと定められたが、Aがその後再婚して、再婚にかかる配偶者がいる状態で死亡したときは、Cは法定相続分はない。

解答：×（誤り）

- ・離婚しても再婚してもAの子に変わらないので、Cは相続できる。

◆2

Aに実子がなく、3人の養子がいる場合、法定相続分を有する養子は2人に限られる。

解答：×（誤り）

- ・養子は何人いても通常の子供と同じで、相続する権利がある。

◆3

Aが死亡し、配偶者D及びその2人の子供E、Fで遺産分割及びそれに伴う処分を終えた後、認知の訴えの確定により、さらに摘出でない子Gが1人いることが判明した。Gの法定相続分は1/6である。

解答：×（誤り）

- ・相続人は、妻D、嫡出子E・F、非嫡出子Gの4人。
配偶者Dが1/2、子供全員1/2（非嫡出子は嫡出子の1/2）
なので合計1/10になり、1/6ではない。
 $1/2 \times 1/5 = 1/10$

◆4

Aに子が3人あり、Aの死亡の際、2人は存命であったが、1人は既に死亡していた。その死亡した子には2人の嫡出子H、Iがいた。
A死亡の際、配偶者もいなかった場合、Hの法定相続分は1/6である。

解答：○（正しい）

- ・亡くなった子が相続する分が1/3で、HとIが1/2ずつ代襲相続する。
Hの法定相続分は $1/3 \times 1/2 = 1/6$

権利関係 平成13年 問12 「借地借家法」

Aは、昭和46年（西暦1971年）8月、Bから、その所有地を、建物の所有を目的として存続期間30年の約定で賃借し、その後A所有の建物を同土地に建築し、A名義の所有権保存登記をしてきた。この場合、借地借家法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆1

平成13年（西暦2001年）8月の契約更新時に、AB間の合意により、更新後の存続期間を10年と定めることができる。

◆2

平成13年8月の契約更新時に、AB間の合意により、今回の更新は旧借地法によるものとするが、次回以降の更新は借地借家法本則によるものとする旨定めることができる。

◆3

Aは平成12年7月に再築のため建物を取り壊し、土地の上の見やすい場所に〈旧建物を特定するために必要な事項、取り壊した日、建物を新たに築造する旨〉を掲示した。この掲示が存続していれば、建物が未完成でも、平成13年8月時点で、Aは本件借地権を第三者に対抗できる。

◆4

平成13年8月の契約更新後、更新期間満了前に、本件借地上のA所有建物が朽廃した場合、本件借地権は消滅しない。

権利関係 平成 13 年 問 12 「借地借家法」

Aは、昭和 46 年（西暦 1971 年）8 月、Bから、その所有地を、建物の所有を目的として存続期間 30 年の約定で賃借し、その後 A 所有の建物を同土地に建築し、A 名義の所有権保存登記をしてきた。この場合、借地借家法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1

平成 13 年（西暦 2001 年）8 月の契約更新時に、A B 間の合意により、更新後の存続期間を 10 年と定めることができる。

解答：×（誤り）

- ・平成 4 年 8 月 1 日よりも前に契約した場合、旧の借家法が適用される。更新後の存続期間が堅固な建物の場合 30 年、その他の建物は 20 年となる。

◆ 2

平成 13 年 8 月の契約更新時に、A B 間の合意により、今回の更新は旧借地法によるものとするが、次回以降の更新は借地借家法本則によるものとする旨定めることができる。

解答：×（誤り）

- ・旧の借地法で契約した場合、始めの更新だけでなく、2 回目からも旧の借地法でなければならない。

◆ 3

Aは平成 12 年 7 月に再築のため建物を取り壊し、土地の上の見やすい場所に <旧建物を特定するために必要な事項、取り壊した日、建物を新たに築造する旨>を掲示した。この掲示が存続していれば、建物が未完成でも、平成 13 年 8 月時点で、Aは本件借地権を第三者に対抗できる。

解答：○（正しい）

- ・平成 13 年 8 月であれば、建物がなくなってから 2 年以内なので建物を新たに築造する旨を掲示していれば、建物が未完成でも対抗できる。

◆ 4

平成 13 年 8 月の契約更新後、更新期間満了前に、本件借地上の A 所有建物が朽廃した場合、本件借地権は消滅しない。

解答：×（誤り）

- ・建物の朽廃で借地法の借地権は消滅する。

権利関係 平成 13 年 問 13 「借地借家法」

賃貸人A（個人）と賃借人B（個人）との間の居住用建物の賃貸借契約に関する次の記述のうち、借地借家法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

Bが家賃減額の請求をしたが、家賃の減額幅についてA B間に協議が調わず裁判になったときは、Aは、その裁判が確定するまでの期間は、Aが相当と認める金額の家賃を支払うようにBに請求できる。

◆ 2

Bが家賃減額の請求をしたが、家賃の減額幅についてA B間に協議が調わず裁判になったときは、その請求にかかる一定額の減額を正当とする裁判が確定した時点以降分の家賃が減額される。

◆ 3

家賃が、近傍同種の建物の家賃に比較して不相当に高額になったときは、契約の条件にかかわらず、Bは、将来に向かって家賃の減額を請求することができる。

◆ 4

A B間で、3年間は家賃を減額しない旨特に書面で合意した場合、その特約は効力を有しない。

権利関係 平成 13 年 問 13 「借地借家法」

賃貸人A（個人）と賃借人B（個人）との間の居住用建物の賃貸借契約に関する次の記述のうち、借地借家法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

Bが家賃減額の請求をしたが、家賃の減額幅についてA B間に協議が調わず裁判になったときは、Aは、その裁判が確定するまでの期間は、Aが相当と認める金額の家賃を支払うようにBに請求できる。

解答：○（正しい）

- ・裁判が確定するまでの期間は、Aが相当と認める金額の家賃を支払うよう請求できる。

◆ 2

Bが家賃減額の請求をしたが、家賃の減額幅についてA B間に協議が調わず裁判になったときは、その請求にかかる一定額の減額を正当とする裁判が確定した時点以降分の家賃が減額される。

解答：×（誤り）

- ・減額請求をした時点にさかのぼって減額されることになる。

◆ 3

家賃が、近傍同種の建物の家賃に比較して不相当に高額になったときは、契約の条件にかかわらず、Bは、将来に向かって家賃の減額を請求することができる。

解答：○（正しい）

- ・家賃が不相当に高額になったときは、家賃の減額を請求することができる。

◆ 4

A B間で、3年間は家賃を減額しない旨特に書面で合意した場合、その特約は効力を有しない。

解答：○（正しい）

- ・借主に不利な条件は、書面にしても効力を有しない。

権利関係 平成13年 問14 「区分所有建物の登記」

1棟の建物を区分した建物（以下この問において「区分建物」という）についての登記に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆1

表題登記がされていない区分建物を建築者から取得した者は、当該区分建物の表題登記を申請する義務はない。

◆2

区分建物の床面積は、壁その他の内側線で囲まれた部分の水平投影面積により算出される。

◆3

区分建物が規約による共用部分である旨の登記は、当該区分建物の登記記録の表題部にされる。

◆4

区分建物について敷地権の表示が登記されたときは、敷地権の目的たる土地の登記記録の表題部に敷地権である旨の登記がされる。

権利関係 平成 13 年 問 14 「区分所有建物の登記」

1 棟の建物を区分した建物（以下この問において「区分建物」という）についての登記に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

表題登記がされていない区分建物を建築者から取得した者は、当該区分建物の表題登記を申請する義務はない。

解答：○（正しい）

- ・表題登記は、最初の所有者が新築 1 ヶ月以内に申請する必要があるため、最初の所有者でなければ申請の義務はない。

◆ 2

区分建物の床面積は、壁その他の内側線で囲まれた部分の水平投影面積により算出される。

解答：○（正しい）

- ・区分建物の床面積は、専有部分の内側の線で囲まれた部分で算出される。

◆ 3

区分建物が規約による共用部分である旨の登記は、当該区分建物の登記記録の表題部にされる。

解答：○（正しい）

- ・規約による共用部分は表題部に登記する。

◆ 4

区分建物について敷地権の表示が登記されたときは、敷地権の目的たる土地の登記記録の表題部に敷地権である旨の登記がされる。

解答：×（誤り）

- ・表題部に登記するのではなく「権利部」に登記する。

権利関係 平成13年 問15 「区分所有法」

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、公正証書により、共用部分の全部について持分割合を定める規約を設定することができる。

◆2

一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものについての区分所有者全員の規約の設定、変更、又は廃止は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者全員の承諾を得なければならない。

◆3

管理者は、規約の定め又は集会の決議があっても、その職務に関し区分所有者のために、原告又は被告となることができない。

◆4

管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならないが、集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

権利関係 平成 13 年 問 15 「区分所有法」

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、公正証書により、共用部分の全部について持分割合を定める規約を設定することができる。

解答：×（誤り）

- ・公正証書で決められるのは、分譲前に決められることだけ。分譲後は各区分所有者の意見を尊重する。

◆ 2

一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものについての区分所有者全員の規約の設定、変更、又は廃止は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者全員の承諾を得なければならない。

解答：×（誤り）

- ・3/4以上の承諾でいい。

◆ 3

管理者は、規約の定め又は集会の決議があっても、その職務に関し区分所有者のために、原告又は被告となることができない。

解答：×（誤り）

- ・区分所有者のために、規約の定め、集会の決議で原告や被告となれる。

◆ 4

管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならないが、集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

解答：○（正しい）

- ・全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開ける。

国土利用計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

監視区域内において一定規模以上の面積の土地売買等の契約を締結した場合には、契約締結後2週間以内に届出をしなければならない。

◆ 2

市町村長は、当該市町村の区域のうち、国土交通大臣が定める基準に該当し、地価の上昇によって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、期間を定めて、注視区域として指定することができる。

◆ 3

監視区域内において国土利用計画法の規定に違反して必要な届出をせず、土地売買等の契約を締結した場合には、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

◆ 4

注視区域内においては、都道府県の規則で定める面積以上の土地売買等の契約を締結する場合に届出が必要である。

国土利用計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

監視区域内において一定規模以上の面積の土地売買等の契約を締結した場合には、契約締結後2週間以内に届出をしなければならない。

解答：×（誤り）

- ・契約後ではなく、事前に届出が必要になる。

◆2

市町村長は、当該市町村の区域のうち、国土交通大臣が定める基準に該当し、地価の上昇によって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、期間を定めて、注視区域として指定することができる。

解答：×（誤り）

- ・市町村長ではなく知事。

◆3

監視区域内において国土利用計画法の規定に違反して必要な届出をせず、土地売買等の契約を締結した場合には、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

解答：○（正しい）

- ・権利取得者が2週間以内に知事に届出をしなかった場合、6ヶ月以下の「懲役」か、100万円以下の「罰金」に処せられる。

◆4

注視区域内においては、都道府県の規則で定める面積以上の土地売買等の契約を締結する場合に届出が必要である。

解答：×（誤り）

- ・都道府県の規則で定めるのではなく、国土利用計画法で定める必要がある。

都市計画法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

用途地域に関する都市計画には、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を定めることとされている。

◆ 2

第一種低層住居専用地域に関する都市計画には、建築物の高さの限度を定めることとされている。

◆ 3

第二種中高層住居専用地域に関する都市計画には、建築物の高さの最高限度及び最低限度を定めることとされている。

◆ 4

特定街区に関する都市計画には、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めることとされている。

都市計画法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆1

用途地域に関する都市計画には、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を定めることとされている。

解答：○（正しい）

◆2

第一種低層住居専用地域に関する都市計画には、建築物の高さの限度を定めることとされている。

解答：○（正しい）

◆3

第二種中高層住居専用地域に関する都市計画には、建築物の高さの最高限度及び最低限度を定めることとされている。

解答：×（誤り）

- ・低層住専以外の用途地域では、建物の上限下限を定めない。

◆4

特定街区に関する都市計画には、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めることとされている。

解答：○（正しい）

法令上の制限・他 平成13年 問18 「開発許可」

次に掲げる開発行為（都市計画法第4条第12項に定める行為をいう。

以下この問において同じ）のうち、同法による開発許可を常に受ける必要がないものはどれか。

◆ 1

図書館の建築を目的として行う開発行為。

◆ 2

農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築を目的として行う開発行為。

◆ 3

土地区画整理事業が行われている区域内において行う開発行為。

◆ 4

学校教育法による大学の建築を目的として行う開発行為。

法令上の制限・他 平成13年 問18 「開発許可」

次に掲げる開発行為（都市計画法第4条第12項に定める行為をいう。

以下この問において同じ）のうち、同法による開発許可を常に受ける必要がないものはどれか。

◆ 1

図書館の建築を目的として行う開発行為。

解答：許可不要

- ・図書館の建築は常に開発許可が不要である。

◆ 2

農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築を目的として行う開発行為。

解答：許可必要

- ・市街化区域で1,000平方メートル以上であれば開発許可が必要。

◆ 3

土地区画整理事業が行われている区域内において行う開発行為。

解答：許可必要

- ・土地区画整理事業のための開発行為なら開発許可は必要ないが、施行としての開発行為ではないものは、開発許可を受けなければならない場合もある。

◆ 4

学校教育法による大学の建築を目的として行う開発行為。

解答：許可必要

- ・よほど小規模でない限り、開発許可が必要。

法令上の制限・他 平成13年 問19 「開発許可」

都市計画法の開発許可に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

開発許可申請書には、予定建築物の用途のほか、その構造、設備及び予定建築価額を記載しなければならない。

◆ 2

開発許可の申請は、自己が所有している土地についてのみ行うことができる。

◆ 3

開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発工事完了の公告があるまでの間は、原則として、建築物を建築することができない。

◆ 4

開発許可処分については、開発審査会の裁決を経ることなく、常に直接その取消しの訴えを提起することができる。

法令上の制限・他 平成13年 問19 「開発許可」

都市計画法の開発許可に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

開発許可申請書には、予定建築物の用途のほか、その構造、設備及び予定建築価額を記載しなければならない。

解答：×（誤り）

- ・用途は記載する必要があるが、他は必要ない。

◆2

開発許可の申請は、自己が所有している土地についてのみ行うことができる。

解答：×（誤り）

- ・自己が所有していない土地でも申請できる。

◆3

開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発工事完了の公告があるまでの間は、原則として、建築物を建築することができない。

解答：○（正しい）

- ・開発許可を受けた開発区域内の土地では、工事完了の公告があるまで、建物の建築や、特定工作物を建設してはならない。

◆4

開発許可処分については、開発審査会の裁決を経ることなく、常に直接その取消しの訴えを提起することができる。

解答：×（誤り）

- ・まずは開発審査会に審査請求して裁決を求める必要がある。

法令上の制限・他 平成13年 問20 「防火地域・準防火地域」

防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

防火地域内において、延べ面積が50平方メートルの平屋建の附属建築物で、外壁及び軒裏が、防火構造のものは、必ず耐火建築物としなければならない。

◆ 2

準防火地域内にある木造建築物の外壁及びその軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。

◆ 3

建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について準防火地域内の建築物に関する規定が適用される。

◆ 4

防火地域又は準防火地域以外においても、建築物の高さが15mを超える建築物は、必ず耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 20 「防火地域・準防火地域」

防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

防火地域内において、延べ面積が50平方メートルの平屋建の附属建築物で、外壁及び軒裏が、防火構造のものは、必ず耐火建築物としなければならない。

解答：×（誤り）

- ・防火地域で耐火建築物にする必要があるのは、3階以上か100平方メートル以上なので、この間では必要なし。

◆ 2

準防火地域内にある木造建築物の外壁及びその軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。

解答：○（正しい）

- ・準防火地域は2階以下、500平方メートル以下なら木造でもいいが、最低限の防火措置は必要。

◆ 3

建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について準防火地域内の建築物に関する規定が適用される。

解答：×（誤り）

- ・地域をまたがる場合、厳しい方（防火地域）の規定が適用される。

◆ 4

防火地域又は準防火地域以外においても、建築物の高さが15mを超える建築物は、必ず耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

解答：×（誤り）

- ・防火地域又は準防火地域以外で、耐火建築物か準耐火建築物にする必要があるのは、一定の特殊建築物に限る。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 21 「建ぺい率・容積率」

建築基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

幅員 4 m 未満の道路は、建築物の敷地と道路との関係において、道路とみなされることはない。

◆ 2

第一種低層住居専用地域内においては、高さが 10 m を超える建築物を建築できる場合はない。

◆ 3

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、都市計画において定められた数値以下でありさえすればよい。

◆ 4

商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、建ぺい率の制限を受けない。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 21 「建ぺい率・容積率」

建築基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

幅員 4 m 未満の道路は、建築物の敷地と道路との関係において、道路とみなされることはない。

解答：×（誤り）

- ・ 特定行政庁の指定を受けると道路とみなされることがある。

◆ 2

第一種低層住居専用地域内においては、高さが 10 m を超える建築物を建築できる場合はない。

解答：×（誤り）

- ・ 特定行政庁の許可があれば 10m を超えられる。

◆ 3

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、都市計画において定められた数値以下でありさえすればよい。

解答：×（誤り）

- ・ 前面道路の幅員でも制限を受けるので、定められた数値以下でも、幅員による制限を満たさないことがある。

◆ 4

商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、建ぺい率の制限を受けない。

解答：○（正しい）

- ・ 商業地域内で、防火地域内の耐火建築物の場合、建ぺい率の制限は適用されない。

土地区画整理法における土地区画整理事業に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

施行者が、道路法にいう道路の用に供する土地を、道路管理者の了解を得ることなく造成した場合でも、当該道路管理者は、施行者に対して、その造成費用の全部を支払わなければならない。

◆ 2

施行者は、仮換地の指定を行うに当たっては、従前の宅地について抵当権を有する者に対して、仮換地について仮にその目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

◆ 3

換地処分があった場合、従前の宅地に存した未登記及び未申告の借地権は、その公告があった日が終了した時において消滅し、従前の宅地とみなされる換地について存続することはない。

◆ 4

土地区画整理組合が成立した場合において、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者はすべて組合員となるが、施行地区内の借家人は組合員とはならない。

法令上の制限・他 平成13年 問22 「土地区画整理法」

土地区画整理法における土地区画整理事業に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

施行者が、道路法にいう道路の用に供する土地を、道路管理者の了解を得ることなく造成した場合でも、当該道路管理者は、施行者に対して、その造成費用の全部を支払わなければならない。

解答：×（誤り）

- ・事前協議で決めた金額だけでいい。

◆2

施行者は、仮換地の指定を行うに当たっては、従前の宅地について抵当権を有する者に対して、仮換地について仮にその目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

解答：×（誤り）

- ・仮換地が指定されても抵当権の効力が及ぶのは従前の宅地。

◆3

換地処分があった場合、従前の宅地に存した未登記及び未申告の借地権は、その公告があった日が終了した時において消滅し、従前の宅地とみなされる換地について存続することはない。

解答：×（誤り）

- ・例外として、借地権を差し押さえていた人がいた場合などは消滅させれない。

◆4

土地区画整理組合が成立した場合において、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者はすべて組合員となるが、施行地区内の借家人は組合員とはならない。

解答：○（正しい）

- ・借家人は建物を借りているだけなので組合員とはならない。

農地法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

現況は農地であるが、土地登記簿上の地目が「山林」である土地を住宅建設の目的で取得する場合には、農地法第5条の許可を要しない。

◆ 2

農地法第3条又は第5条の許可を要する農地の権利移転について、これらの許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

◆ 3

市街化区域内の農地を耕作目的で取得する場合には、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第3条の許可を要しない。

◆ 4

農地法第4条の許可を受けた農地について、転用工事に着手する前に同一の転用目的で第三者にその所有権を移転する場合には、改めて農地法第5条の許可を要しない。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 23 「農地法」

農地法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

現況は農地であるが、土地登記簿上の地目が「山林」である土地を住宅建設の目的で取得する場合には、農地法第 5 条の許可を要しない。

解答：×（誤り）

- ・現状で判断するので、地目は無視する。農地になるので許可が必要。

◆ 2

農地法第 3 条又は第 5 条の許可を要する農地の権利移転について、これらの許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

解答：○（正しい）

- ・許可を受けてないのであれば無効になる。

◆ 3

市街化区域内の農地を耕作目的で取得する場合には、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第 3 条の許可を要しない。

解答：×（誤り）

- ・農地法第 3 条（耕作目的で取得）では市街化に役立たない。
4 条（転用） 5 条（転用目的の権利移動）であれば、
農業委員会に届け出ればいい。

◆ 4

農地法第 4 条の許可を受けた農地について、転用工事に着手する前に同一の転用目的で第三者にその所有権を移転する場合には、改めて農地法第 5 条の許可を要しない。

解答：×（誤り）

- ・農地法第 5 条（転用目的の権利移動）の許可が必要。

法令上の制限・他 平成13年 問24 「宅地造成等規制法」

宅地造成等規制法に規定する宅地造成工事規制区域（以下この間において「規制区域」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、この間における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市又は特例市にあっては、指定都市、中核市又は特例市の長をいうものとする。

◆1 規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものについて指定される。

◆2 規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、工事施行者は、当該工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならない。

◆3 規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可については、都道府県知事は、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

◆4 規制区域内において許可を受けて行われた宅地造成に関する工事が検査に合格した場合、都道府県知事は、造成主に対して検査済証を交付しなければならない。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 24 「宅地造成等規制法」

宅地造成等規制法に規定する宅地造成工事規制区域（以下この間において「規制区域」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、この間における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市又は特例市にあっては、指定都市、中核市又は特例市の長をいうものとする。

◆ 1 規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものについて指定される。

解答：○（正しい）

- ・宅地造成工事規制区域は、「都市計画区域」「準都市計画区域」に指定することができる。

◆ 2 規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、工事施行者は、当該工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：×（誤り）

- ・工事施行者ではなく、造成主が知事から許可を受ける必要がある。

◆ 3 規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可については、都道府県知事は、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付すことができる。

解答：○（正しい）

- ・知事は工事の施工で、災害防止のために必要な条件を付け加えることができる。

◆ 4 規制区域内において許可を受けて行われた宅地造成に関する工事が検査に合格した場合、都道府県知事は、造成主に対して検査済証を交付しなければならない。

解答：○（正しい）

- ・知事の許可を受けて行っていた宅地造成工事が終わったら、知事に検査をしてもらい、検査済証を交付してもらう。

法令上の制限・他 平成13年 問25 「用途規制」

A所有の都市計画法による市街化区域内の宅地甲地（面積250平方メートル）をBが取得した場合における次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

Bが甲地を盛土したうえで住宅を建築しようとするときには、都市計画法第29条の許可（開発許可）を受けなければならない。

◆2

甲地が都市計画法による第一種住居地域に指定されているときは、建築基準法の規定によると、Bは、甲地に住宅の一部を喫茶店（店舗面積150平方メートル）として使用する建築物を建築することができる。

◆3

甲地にA所有の住宅が建っているとき、BがAに対してこれを除却するよう求めるためには、民法の規定によると、Bは、甲地の所有権移転登記を完了していなければならない。

◆4

甲地と公道との間が建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる私道（敷地はA所有）のみにより接続しているときには、Bは、甲地に住宅を建築する目的で同法第6条第1項の確認を受けるためには、当該私道の通行についてのAの承諾を必要とする。

法令上の制限・他 平成13年 問25 「用途規制」

A所有の都市計画法による市街化区域内の宅地甲地（面積250平方メートル）をBが取得した場合における次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

Bが甲地を盛土したうえで住宅を建築しようとするときには、都市計画法第29条の許可（開発許可）を受けなければならない。

解答：×（誤り）

- ・市街化区域は1,000平方メートル未満の住宅なら許可不要。

◆2

甲地が都市計画法による第一種住居地域に指定されているときは、建築基準法の規定によると、Bは、甲地に住宅の一部を喫茶店（店舗面積150平方メートル）として使用する建築物を建築することができる。

解答：○（正しい）

- ・第一種住居地域は、小規模～大規模な飲食店・店舗の建築が可能。

◆3

甲地にA所有の住宅が建っているとき、BがAに対してこれを除却するよう求めるためには、民法の規定によると、Bは、甲地の所有権移転登記を完了していなければならない。

解答：×（誤り）

- ・第三者が相手の場合は登記が必要だが、当事者同士なので登記は不要。

◆4

甲地と公道との間が建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる私道（敷地はA所有）のみにより接続しているときには、Bは、甲地に住宅を建築する目的で同法第6条第1項の確認を受けるためには、当該私道の通行についてのAの承諾を必要とする。

解答：×（誤り）

- ・建築基準法上の私道なので公道と同じ扱い。承諾は必要ない。

租税特別措置法第41条の5の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

譲渡資産とされる家屋については、譲渡をした年の1月1日における所有期間が10年を超えるものであり、かつ、その居住の用に供していた期間が10年以上であることが適用要件とされている。

◆2

買換え資産とされる家屋については、租税特別措置法第41条の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けないことが適用要件とされている。

◆3

買換え資産とされる家屋については、譲渡をした日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに取得するものであることが適用要件とされている。

◆4

譲渡資産とされる家屋については、居住の用に供しているもの又は居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡されるものであることが適用要件とされている。

租税特別措置法第 41 条の 5 の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

譲渡資産とされる家屋については、譲渡をした年の 1 月 1 日における所有期間が 10 年を超えるものであり、かつ、その居住の用に供していた期間が 10 年以上であることが適用要件とされている。

解答：×（誤り）

- ・所有期間は 5 年超でよく、居住期間は制限がない。

◆ 2

買換え資産とされる家屋については、租税特別措置法第 41 条の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けないことが適用要件とされている。

解答：×（誤り）

- ・「譲渡損失の繰越控除」と「住宅ローン減税」の両方受けれる。

◆ 3

買換え資産とされる家屋については、譲渡をした日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに取得するものであることが適用要件とされている。

解答：×（誤り）

- ・譲渡の翌年中には次の家を取得する必要がある。

◆ 4

譲渡資産とされる家屋については、居住の用に供しているもの又は居住の用に供されなくなった日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡されるものであることが適用要件とされている。

解答：○（正しい）

- ・居住の用に供されなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡されるものであることが適用要件。

印紙税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

地方公共団体であるA市を売主、株式会社であるB社を買主とする土地の譲渡契約書2通に双方が署名押印のうえ、1通ずつ保存することとした場合、B社が保存する契約書には印紙税が課されない。

◆ 2

「平成21年5月1日作成の土地譲渡契約書の契約金額を1億円から9,000万円に変更する」旨を記載した変更契約書は、契約金額を減額するものであるから、印紙税は課されない。

◆ 3

土地の賃貸借契約書で「賃借料は月額10万円、契約期間は10年間とし、権利金の額は100万円とする」旨が記載された契約書は、記載金額1,200万円の土地の賃借権の設定に関する契約書として印紙税が課される。

◆ 4

給与所得者である個人Cが生活の用に供している土地建物を株式会社であるD社に譲渡し、代金1億円を受け取った際に作成する領収書は、金銭の受取書として印紙税が課される。

印紙税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

地方公共団体であるA市を売主、株式会社であるB社を買主とする土地の譲渡契約書2通に双方が署名押印のうえ、1通ずつ保存することとした場合、B社が保存する契約書には印紙税が課されない。

解答：○（正しい）

- ・土地の売買契約書は課税文書になるが、地方公共団体や国が作成した文書は非課税になる。

◆2

「平成21年5月1日作成の土地譲渡契約書の契約金額を1億円から9,000万円に変更する」旨を記載した変更契約書は、契約金額を減額するものであるから、印紙税は課されない。

解答：×（誤り）

- ・減額変更は記載額のない契約書として扱われるので、200円分の収入印紙を貼る必要がある。

◆3

土地の賃貸借契約書で「賃借料は月額10万円、契約期間は10年間とし、権利金の額は100万円とする」旨が記載された契約書は、記載金額1,200万円の土地の賃借権の設定に関する契約書として印紙税が課される。

解答：×（誤り）

- ・賃料は含まないので、権利金100万円の契約書として収入印紙を貼る。

◆4

給与所得者である個人Cが生活の用に供している土地建物を株式会社であるD社に譲渡し、代金1億円を受け取った際に作成する領収書は、金銭の受取書として印紙税が課される。

解答：×（誤り）

- ・営業に関係のない領収書は非課税になり、収入印紙は必要ない。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 28 「不動産取得税」

不動産取得税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

不動産取得税は、不動産の取得に対して、取得者の住所地の都道府県が課する税であるが、その徴収は普通徴収の方式がとられている。

◆ 2

平成 23 年 4 月に中古住宅とその敷地を取得した場合、当該敷地の取得に係る不動産取得税の税額から 1 / 2 に相当する額が減額される。

◆ 3

土地に定着した工作物又は立木はそれ自体では不動産取得税の課税対象とはならないが、土地と同時に取引される場合には、不動産取得税の課税対象となる。

◆ 4

家屋の改築により家屋の取得とみなされた場合、当該改築により増加した価格を課税標準として不動産取得税が課税される。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 28 「不動産取得税」

不動産取得税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

不動産取得税は、不動産の取得に対して、取得者の住所地の都道府県が課する税であるが、その徴収は普通徴収の方式がとられている。

解答：×（誤り）

- ・取得者の住所ではなく不動産が存在する都道府県が課する税。

◆ 2

平成 23 年 4 月に中古住宅とその敷地を取得した場合、当該敷地の取得に係る不動産取得税の税額から 1 / 2 に相当する額が減額される。

解答：×（誤り）

- ・宅地を取得すれば課税標準が 1 / 2 になる。税額ではない。

◆ 3

土地に定着した工作物又は立木はそれ自体では不動産取得税の課税対象とはならないが、土地と同時に取引される場合には、不動産取得税の課税対象となる。

解答：×（誤り）

- ・不動産取得税の対象は土地と家屋に限られる。

◆ 4

家屋の改築により家屋の取得とみなされた場合、当該改築により増加した価格を課税標準として不動産取得税が課税される。

解答：○（正しい）

- ・家屋の改築により増加した価格を課税標準として、不動産取得税が課税される。

不動産の鑑定評価に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

不動産の価格を求める鑑定評価の手法は、原価法、取引事例比較法及び収益還元法に大別されるが、鑑定評価に当たっては、案件に即してこれらの三手法のいずれか1つを適用することが原則である。

◆ 2

取引事例比較法とは、まず多数の取引事例を収集して適切な事例の選択を行い、これらに係る取引価格に必要な応じて事情補正及び時点修正を行い、かつ、地域要因の比較及び個別的要因の比較を行って求められた価格を比較考量し、これによって対象不動産の試算価格を求める手法である。

◆ 3

収益還元法は、文化財の指定を受けた建造物等の一般的に市場性を有しない不動産も含めすべての不動産に適用すべきものであり、自用の住宅地といえども賃貸を想定することにより適用されるものである。

◆ 4

賃料の鑑定評価において、支払賃料とは、賃料の種類を問わず貸主に支払われる賃料の算定の期間に対応する適正なすべての経済的対価をいい、純賃料及び不動産の賃貸借等を継続するために通常必要とされる諸経費等から成り立つものである。

不動産の鑑定評価に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

不動産の価格を求める鑑定評価の手法は、原価法、取引事例比較法及び収益還元法に大別されるが、鑑定評価に当たっては、案件に即してこれらの三手法のいずれか1つを適用することが原則である。

解答：×（誤り）

- ・ 1つを適用ではなく、3つを併用する。

◆ 2

取引事例比較法とは、まず多数の取引事例を収集して適切な事例の選択を行い、これらに係る取引価格に必要な応じて事情補正及び時点修正を行い、かつ、地域要因の比較及び個別的要因の比較を行って求められた価格を比較考量し、これによって対象不動産の試算価格を求める手法である。

解答：○（正しい）

- ・ 取引事例比較法は、事情補正、時点修正、地域要因の比較、個別的要因の比較を行って対象となる不動産の価格を求める。

◆ 3

収益還元法は、文化財の指定を受けた建造物等の一般的に市場性を有しない不動産も含めすべての不動産に適用すべきものであり、自用の住宅地といえども賃貸を想定することにより適用されるものである。

解答：×（誤り）

- ・ 文化財は賃料を想定できないので収益還元法を使えない。
自用の住宅地は可能。

◆ 4

賃料の鑑定評価において、支払賃料とは、賃料の種類を問わず貸主に支払われる賃料の算定の期間に対応する適正なすべての経済的対価をいい、純賃料及び不動産の賃貸借等を継続するために通常必要とされる諸経費等から成り立つものである。

解答：×（誤り）

- ・ 「支払賃料」ではなく「実質賃料」についての説明。

次の記述のうち、宅地建物取引業法の免許を受ける必要のないものはどれか。

◆ 1

建設業法による建設業の許可を受けているAが、建築請負契約に付帯して取り決めた約束を履行するため、建築した共同住宅の売買のあっせんを反復継続して行う場合。

◆ 2

地主Bが、都市計画法の用途地域内の所有地を、駐車場用地2区画、資材置場1区画、園芸用地3区画に分割したうえで、これらを別々に売却する場合。

◆ 3

地主Cが、その所有地に自らマンションを建設した後、それを入居希望者に賃貸し、そのマンションの管理をCが行う場合。

◆ 4

農家Dが、その所有する農地を宅地に転用し、全体を25区画に造成した後、宅地建物取引業者Eに販売代理を依頼して分譲する場合。

次の記述のうち、宅地建物取引業法の免許を受ける必要のないものはどれか。

◆ 1

建設業法による建設業の許可を受けているAが、建築請負契約に付帯して取り決めた約束を履行するため、建築した共同住宅の売買のあっせんを反復継続して行う場合。

解答：○（必要）

- ・建設業と宅建業は別物なので宅建免許が必要。

◆ 2

地主Bが、都市計画法の用途地域内の所有地を、駐車場用地 2 区画、資材置場 1 区画、園芸用地 3 区画に分割したうえで、これらを別々に売却する場合。

解答：○（必要）

- ・全部公共施設用地以外の土地なので宅地扱いになる。
売却するには免許が必要。

◆ 3

地主Cが、その所有地に自らマンションを建設した後、それを入居希望者に賃貸し、そのマンションの管理をCが行う場合。

解答：×（不要）

- ・自らが賃貸する場合と、管理するのは免許が不要。

◆ 4

農家Dが、その所有する農地を宅地に転用し、全体を 25 区画に造成した後、宅地建物取引業者Eに販売代理を依頼して分譲する場合。

解答：○（必要）

- ・Eに販売代理を依頼しても、D本人に効果が帰属するので、Dは免許が必要。

宅建業法 平成 13 年 問 31 「宅地建物取引主任者」

宅地建物取引業法（以下「法」という）に規定する取引主任者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

都道府県知事は、宅地建物取引主任者資格試験を不正の手段で受験したため合格決定が取り消された者について、同試験の受験を以後 5 年間禁止する措置をすることができる。

◆ 2

宅地建物取引主任者資格試験に合格した者でも、3 年間以上の実務経験を有しなければ、法第 18 条第 1 項の登録を受けることができない。

◆ 3

甲県内に所在する事務所の専任の取引主任者は、甲県知事による法第 18 条第 1 項の登録を受けている者でなければならない。

◆ 4

宅地建物取引主任者証を滅失した取引主任者は、宅地建物取引主任者証の再交付を受けるまで、法第 35 条の規定による重要事項の説明をすることができない。

宅建業法 平成 13 年 問 31 「宅地建物取引主任者」

宅地建物取引業法（以下「法」という）に規定する取引主任者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

都道府県知事は、宅地建物取引主任者資格試験を不正の手段で受験したため合格決定が取り消された者について、同試験の受験を以後 5 年間禁止する措置をすることができる。

解答：×（誤り）

- ・受験禁止の限度は 3 年まで。

◆ 2

宅地建物取引主任者資格試験に合格した者でも、3 年間以上の実務経験を有しなければ、法第 18 条第 1 項の登録を受けることができない。

解答：×（誤り）

- ・実務経験は 2 年でいい。実務経験がないなら大臣の登録実務講習を受ける必要がある。

◆ 3

甲県内に所在する事務所の専任の取引主任者は、甲県知事による法第 18 条第 1 項の登録を受けている者でなければならない。

解答：×（誤り）

- ・全国どこでも専任の取引主任者になれる。
登録している都道府県はどこでもいい。

◆ 4

宅地建物取引主任者証を滅失した取引主任者は、宅地建物取引主任者証の再交付を受けるまで、法第 35 条の規定による重要事項の説明をすることができない。

解答：○（正しい）

- ・再交付を受けるまで重要事項の説明を行うことができない。

宅建業法 平成 13 年 問 32 「案内所」

宅地建物取引業法（この問において「法」という）に規定する取引主任者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

取引主任者は、法第 35 条の規定による重要事項の説明をするとき、その相手方から要求がなければ、宅地建物取引主任者証の提示はしなくてもよい。

◆ 2

宅地建物取引業者は、10 戸以上の一団の建物を分譲するために案内所を設置し、当該案内所において契約締結を行うときは、1 名以上の成年者である専任の取引主任者を置かなければならない。

◆ 3

取引主任者は、取引主任者としてすべき事務の禁止の処分を受けたときは、2 週間以内に、宅地建物取引主任者証をその処分を行った都道府県知事に提出しなければならない。

◆ 4

取引主任者は、法第 18 条第 1 項の登録を受けた後に他の都道府県知事にその登録を移転したときには、移転前の都道府県知事から交付を受けた宅地建物取引主任者証を用いて引き続き業務を行うことができる。

宅建業法 平成 13 年 問 32 「案内所」

宅地建物取引業法（この問において「法」という）に規定する取引主任者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

取引主任者は、法第 35 条の規定による重要事項の説明をするとき、その相手方から要求がなければ、宅地建物取引主任者証の提示はしなくてもよい。

解答：×（誤り）

- ・重要事項の説明をするときは要求がなくても、主任者証の提示をしなくてはならない。

◆ 2

宅地建物取引業者は、10 戸以上の一団の建物を分譲するために案内所を設置し、当該案内所において契約締結を行うときは、1 名以上の成年者である専任の取引主任者を置かなければならない。

解答：○（正しい）

- ・案内所には成年者である専任の取引主任者を 1 人以上置く必要がある。

◆ 3

取引主任者は、取引主任者としてすべき事務の禁止の処分を受けたときは、2 週間以内に、宅地建物取引主任者証をその処分を行った都道府県知事に提出しなければならない。

解答：×（誤り）

- ・2 週間ではなく、すみやかに免許の交付を受けた知事に提出する必要がある。

◆ 4

取引主任者は、法第 18 条第 1 項の登録を受けた後に他の都道府県知事にその登録を移転したときには、移転前の都道府県知事から交付を受けた宅地建物取引主任者証を用いて引き続き業務を行うことができる。

解答：×（誤り）

- ・主任者が他県に移転した場合、旧の主任者証は失効し使えなくなる。新しい主任者証が届くまで業務を行うことはできない。

宅建業法 平成13年 問33 「営業保証金」

宅地建物取引業法に規定する営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

営業保証金の供託は、必ず、主たる事務所のもよりの供託所に金銭を供託する方法によらなければならない。

◆ 2

新たに宅地建物取引業を営もうとする者は、営業保証金を供託所に供託した後、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない。

◆ 3

宅地建物取引業者は、営業保証金の還付が行われ、営業保証金が政令で定める額に不足することになったときは、通知書の送付を受けた日から2週間以内にその不足額を供託しなければ、業務停止の処分を受けることがあるが、免許取消しの処分を受けることはない。

◆ 4

宅地建物取引業者との取引により生じた債権であっても、内装業者の内装工事代金債権については、当該内装業者は、営業継続中の宅地建物取引業者が供託している営業保証金について、その弁済を受ける権利を有しない。

宅建業法 平成 13 年 問 33 「営業保証金」

宅地建物取引業法に規定する営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

営業保証金の供託は、必ず、主たる事務所のもよりの供託所に金銭を供託する方法によらなければならない。

解答：×（誤り）

- ・金銭だけではなく、国債や有価証券も扱える。

◆ 2

新たに宅地建物取引業を営もうとする者は、営業保証金を供託所に供託した後、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない。

解答：×（誤り）

- ・営業保証金を供託するより先に、免許を受ける必要がある。

◆ 3

宅地建物取引業者は、営業保証金の還付が行われ、営業保証金が政令で定める額に不足することになったときは、通知書の送付を受けた日から2週間以内にその不足額を供託しなければ、業務停止の処分を受けることがあるが、免許取消しの処分を受けることはない。

解答：×（誤り）

- ・業務停止処分にあたり、情状が特に重い場合は免許の取消処分になる。

◆ 4

宅地建物取引業者との取引により生じた債権であっても、内装業者の内装工事代金債権については、当該内装業者は、営業継続中の宅地建物取引業者が供託している営業保証金について、その弁済を受ける権利を有しない。

解答：○（正しい）

- ・営業保証金の還付を受けられるのは、宅建業に関する債権に限る。
内装工事は宅建業ではない。

宅地建物取引業者が、その業務に関して行う次の行為のうち、宅地建物取引業者法の規定に違反するものはいくつあるか。

◆ア 都市計画法による市街化調整区域内の土地について、「近々、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めることが都道府県の義務でなくなる」と記載し、当該土地について、すぐにでも市街化区域に変更されるがごとく表示して広告すること。

◆イ 定期建物賃貸借を媒介する場合に、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項の説明において、期間の定めがない旨の説明を行うこと。

◆ウ 建築に関する工事の完了前において、建築基準法第6条第1項の確認を受ける必要のある建物について、その確認の申請後、確認を受ける前に、当該確認を受けることができるのは確実である旨表示して当該建物の分譲の広告をすること。

◆エ 競売開始決定がなされた自己の所有に属しない宅地について、裁判所による競売の公告がなされた後、入札前に、自ら売主として宅地建物取引業者でない者と当該宅地の売買契約を締結すること。

宅地建物取引業者が、その業務に関して行う次の行為のうち、宅地建物取引業者法の規定に違反するものはいくつあるか。

◆ア 都市計画法による市街化調整区域内の土地について、「近々、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めることが都道府県の義務でなくなる」と記載し、当該土地について、すぐにでも市街化区域に変更されるがごとく表示して広告すること。

解答：違反する

・誇大広告になるので違反している。

◆イ 定期建物賃貸借を媒介する場合に、宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項の説明において、期間の定めがない旨の説明を行うこと。

解答：違反する

・定期建物賃貸借は、「期間の定めがない」のではなく、「更新の定めがない」賃貸借になるので、その説明が必要。

◆ウ 建築に関する工事の完了前において、建築基準法第 6 条第 1 項の確認を受ける必要のある建物について、その確認の申請後、確認を受ける前に、当該確認を受けることができるのは確実である旨表示して当該建物の分譲の広告をすること。

解答：違反する

・建築確認前は広告をすることができない。違反になる。

◆エ 競売開始決定がなされた自己の所有に属しない宅地について、裁判所による競売の公告がなされた後、入札前に、自ら売主として宅地建物取引業者でない者と当該宅地の売買契約を締結すること。

解答：違反する

・競売は確実に落札できるという保証はない。それを売る行為は違反。

【答え】

1. 1つ 2. 2つ 3. 3つ 4. 4つ (正しい)

ア、イ、ウ、エ 全部違反なので「4」が正しい。

宅建業法 平成 13 年 問 35 「37 条書面」

宅地建物取引業者 A は、宅地の売買を媒介し、契約が成立した場合、宅地建物取引業法第 37 条の規定により、その契約の各当事者に書面を交付しなければならないが、次の事項のうち、当該書面に記載しなくてもよいものはどれか。

◆ 1

代金以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

◆ 2

当該宅地上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記記録の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあってはその名称）

◆ 3

損害賠償の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容

◆ 4

当該宅地に係る租税その他の公課の負担に関する定めがあるときは、その内容

宅建業法 平成 13 年 問 35 「37 条書面」

宅地建物取引業者 A は、宅地の売買を媒介し、契約が成立した場合、宅地建物取引業法第 37 条の規定により、その契約の各当事者に書面を交付しなければならないが、次の事項のうち、当該書面に記載しなくてもよいものはどれか。

◆ 1

代金以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

解答：記載する

◆ 2

当該宅地上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記記録の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあってはその名称）

解答：記載しなくていい

◆ 3

損害賠償の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容

解答：記載する

◆ 4

当該宅地に係る租税その他の公課の負担に関する定めがあるときは、その内容

解答：記載する

宅地建物取引業者が、マンションの 1 戸の賃貸借の媒介を行うに際し、宅地建物取引業法第 35 条の規定による重要事項の説明を行った。この場合、次の記述のうち、同条の規定に違反しないものはどれか。

◆ 1

マンションの所有者についての登記名義人は説明したが、当該マンションに係る登記されている抵当権については説明しなかった。

◆ 2

敷金の額については説明したが、その敷金をどのように清算するかについては説明しなかった。

◆ 3

建築の区分所有等に関する法律に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定め（その案を含む）がなかったので、そのことについては説明しなかった。

◆ 4

マンションの管理の委託を受けている法人については、その商号又は名称は説明したが、その主たる事務所の所在地については説明しなかった。

宅建業法 平成 13 年 問 36 「重要事項の説明」

宅地建物取引業者が、マンションの1戸の賃貸借の媒介を行うに際し、宅地建物取引業法第35条の規定による重要事項の説明を行った。
この場合、次の記述のうち、同条の規定に違反しないものはどれか。

◆ 1

マンションの所有者についての登記名義人は説明したが、当該マンションに係る登記されている抵当権については説明しなかった。

解答：違反する

- ・登記されている抵当権は説明が必要。

◆ 2

敷金の額については説明したが、その敷金をどのように清算するかについては説明しなかった。

解答：違反する

- ・敷金の清算について説明をする必要がある。

◆ 3

建築の区分所有等に関する法律に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定め（その案を含む）がなかったため、そのことについては説明しなかった。

解答：違反しない

- ・専有部分の利用制限規約はある場合だけ説明する。
ないなら説明しなくていい。

◆ 4

マンションの管理の委託を受けている法人については、その商号又は名称は説明したが、その主たる事務所の所在地については説明しなかった。

解答：違反する

- ・主たる事務所の所在地は説明する必要がある。

宅地建物取引業者Aは、Bから住宅用地の購入について依頼を受け媒介契約を締結していたところ、古い空き家が建った土地（甲地）を見つけ、甲地の所有者とBとの売買契約を締結させ、又はさせようとしている。この場合、宅地建物取引業法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆1 Aは、Bが住宅の建設を急いでおり更地の取得を希望していることを知っていた場合でも、空き家について登記がされていないときは、Bに対して空き家が存する事実を告げる必要はない。

◆2 甲地が都市計画法による第二種低層住居専用地域に指定されている場合で、その制限について宅地建物取引業法第35条の規定による重要事項の説明をするとき、Aは、Bに対して、低層の住宅が建築できることを告げれば足りる。

◆3 AがBに対して、甲地の現況を説明しようとする場合、Aが甲地の地中の埋設管の有無について土地利用状況の経歴、関係者への照会等の調査を実施したが判明せず、埋設管の無いことを断定するためには掘削その他の特別の調査が必要であるときは、Aは、その旨を告げれば足りる。

◆4 Bが甲地を取得し、自ら古い空き家を除去するつもりである場合で、媒介契約に特別の定めがないとき、Aは、Bが甲地を取得した後も、その空家の除去が完成するまでは、媒介報酬の支払を請求することはできない。

宅建業法 平成 13 年 問 37 「業務上の規制」

宅地建物取引業者 A は、B から住宅用地の購入について依頼を受け媒介契約を締結していたところ、古い空き家が建った土地（甲地）を見つけ、甲地の所有者と B との売買契約を締結させ、又はさせようとしている。この場合、宅地建物取引業法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1 A は、B が住宅の建設を急いでおり更地の取得を希望していることを知っていた場合でも、空き家について登記がされていないときは、B に対して空き家が存する事実を告げる必要はない。

解答：×（誤り）

- ・更地の取得を希望しているのであれば、空き家が存する事実を告げなければならない。

◆ 2 甲地が都市計画法による第二種低層住居専用地域に指定されている場合で、その制限について宅地建物取引業法第 35 条の規定による重要事項の説明をするとき、A は、B に対して、低層の住宅が建築できることを告げれば足りる。

解答：×（誤り）

- ・用途規制等の説明も必要。

◆ 3 A が B に対して、甲地の現況を説明しようとする場合、A が甲地の地中の埋設管の有無について土地利用状況の経歴、関係者への照会等の調査を実施したが判明せず、埋設管の無いことを断定するためには掘削その他の特別の調査が必要であるときは、A は、その旨を告げれば足りる。

解答：○（正しい）

- ・十分調べて説明しているので、それ以上詳しく説明する必要はない。

◆ 4 B が甲地を取得し、自ら古い空き家を除去するつもりである場合で、媒介契約に特別の定めがないとき、A は、B が甲地を取得した後も、その空家の除去が完成するまでは、媒介報酬の支払を請求することはできない。

解答：×（誤り）

- ・B が甲地を取得したら報酬請求ができる。

宅地建物取引業者 A が、B から B 所有の土地付建物の売却の媒介を依頼され、媒介契約を締結した場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

A B 間で媒介契約が締結されたときは、A は遅滞なく宅地建物取引業法第 34 条の 2 の規定に基づく媒介契約の内容を記載した書面を作成し、記名押印して、B に交付しなければならない。

◆ 2

A B 間の媒介契約が専任媒介契約である場合、A は契約の相手方を探すため、当該物件につき必要な事項を、媒介契約締結の日から休業日数を除き 7 日以内（専属専任媒介契約の場合は 5 日以内）に指定流通機構に登録しなければならない。

◆ 3

A が当該物件を売買すべき価額に対して意見を述べるときは、B に対してその根拠を明らかにしなければならない。

◆ 4

A B 間の媒介契約が専任媒介契約である場合、その有効期間の満了に際して、B からの更新の申出がなくても、その有効期間を自動的に更新するためには、当該契約の締結時にあらかじめ B の承諾を得ておかななければならない。

宅建業法 平成 13 年 問 38 「媒介契約」

宅地建物取引業者 A が、B から B 所有の土地付建物の売却の媒介を依頼され、媒介契約を締結した場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

A B 間で媒介契約が締結されたときは、A は遅滞なく宅地建物取引業法第 34 条の 2 の規定に基づく媒介契約の内容を記載した書面を作成し、記名押印して、B に交付しなければならない。

解答：○（正しい）

- ・媒介契約書は、媒介契約内容を記載し、記名押印し、遅滞なく相手に交付する。

◆ 2

A B 間の媒介契約が専任媒介契約である場合、A は契約の相手方を探すため、当該物件につき必要な事項を、媒介契約締結の日から休業日数を除き 7 日以内（専属専任媒介契約の場合は 5 日以内）に指定流通機構に登録しなければならない。

解答：○（正しい）

- ・専任媒介契約なら 7 日以内。専属専任媒介契約なら 5 日以内。

◆ 3

A が当該物件を売買すべき価額に対して意見を述べるときは、B に対してその根拠を明らかにしなければならない。

解答：○（正しい）

- ・価額に意見を述べるときは根拠がなければならない。

◆ 4

A B 間の媒介契約が専任媒介契約である場合、その有効期間の満了に際して、B からの更新の申出がなくても、その有効期間を自動的に更新するためには、当該契約の締結時にあらかじめ B の承諾を得ておかななければならない。

解答：×（誤り）

- ・自動的に更新というのはできないので、更新の度に申出が必要。

宅建業法 平成 13 年 問 39 「37 条書面」

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買の媒介に際して相手方に交付する必要がある書面に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

なお、この問において、「重要事項説明書」又は「契約書面」とは、それぞれ同法第 35 条又は、同法第 37 条の規定に基づく書面をいう。

◆ 1 契約の解除については、特に定めをしなかったため、重要事項説明書にはその旨記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

◆ 2 代金の額及びその支払の時期については、重要事項説明書に記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

◆ 3 宅地及び建物の引渡しの時期については、特に定めをしなかったため、重要事項説明書にはその旨記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

◆ 4 移転登記の申請の時期については、特に定めをしなかったため、重要事項説明書にはその旨記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

宅建業法 平成 13 年 問 39 「37 条書面」

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買の媒介に際して相手方に交付する必要がある書面に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

なお、この問において、「重要事項説明書」又は「契約書面」とは、それぞれ同法第 35 条又は、同法第 37 条の規定に基づく書面をいう。

◆ 1 契約の解除については、特に定めをしなかったため、重要事項説明書にはその旨記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

解答：○（正しい）

- ・重要事項説明書は必ず記載が必要で、定めがなければ「定めなし」と書く。
37 条書面は定めがあるときにだけ記載。

◆ 2 代金の額及びその支払の時期については、重要事項説明書に記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

解答：×（誤り）

- ・重要事項説明書は記載が不要で、37 条書面は必ず記載が必要。

◆ 3 宅地及び建物の引渡しの時期については、特に定めをしなかったため、重要事項説明書にはその旨記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

解答：×（誤り）

- ・重要事項説明書は記載が不要で、37 条書面は必ず記載が必要。
定めがなければ「定めなし」と書く。

◆ 4 移転登記の申請の時期については、特に定めをしなかったため、重要事項説明書にはその旨記載し内容を説明したが、契約書面には記載しなかった。

解答：×（誤り）

- ・重要事項説明書は記載が不要で、37 条書面は必ず記載が必要。
定めがなければ「定めなし」と書く。

宅建業法 平成13年 問40 「保証協会」

宅地建物取引業者Aが宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という）に加入した場合に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

Aについて弁済業務保証金が還付された場合で、Aが、その還付された分に充当されるべき金額を、保証協会の通知を受けた日から2週間以内に保証協会に納付しないときは、保証協会の社員としての地位を失う。

◆2

Aは、保証協会に加入したときは、その加入の日から2週間以内に、弁済業務保証金分担金を保証協会に納付しなければならない。

◆3

弁済業務保証金について弁済を受けることのできる権利を有する者には、Aがチラシの制作を依頼し、代金が未払である広告代理店も含まれる。

◆4

弁済業務保証金について弁済を受ける権利を有する者には、Aが保証協会の社員となる前にAと宅地建物の取引をした者は含まれない。

宅建業法 平成 13 年 問 40 「保証協会」

宅地建物取引業者 A が宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という）に加入した場合に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

A について弁済業務保証金が還付された場合で、A が、その還付された分に充当されるべき金額を、保証協会の通知を受けた日から 2 週間以内に保証協会に納付しないときは、保証協会の社員としての地位を失う。

解答：○（正しい）

- ・ 還付充当金を保証協会に納付するのは、納付通知を受けて 2 週間以内で、納付しないと保証協会の社員としての地位を失う。

◆ 2

A は、保証協会に加入したときは、その加入の日から 2 週間以内に、弁済業務保証金分担金を保証協会に納付しなければならない。

解答：×（誤り）

- ・ 2 週間以内ではなく加入しようとする日までに納付する。

◆ 3

弁済業務保証金について弁済を受けることのできる権利を有する者には、A がチラシの制作を依頼し、代金が未払である広告代理店も含まれる。

解答：×（誤り）

- ・ 還付を受けられるのは宅建業の取引に関するもので、他の業種では還付を受けられない。

◆ 4

弁済業務保証金について弁済を受ける権利を有する者には、A が保証協会の社員となる前に A と宅地建物の取引をした者は含まれない。

解答：×（誤り）

- ・ 保証協会の社員となる前の業者のお客さんも含まれる。

宅建業法 平成 13 年 問 41 「手付金等保全措置」

宅地建物取引業者 A は、自ら売主となって、宅地建物取引業者でない買主 B に、建築工事完了前のマンションを価格 4,000 万円で譲渡する契約を締結し、手付金 300 万円を受け取った。この場合、宅地建物取引業法の規定によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

なお、この間において「保全措置」とは、同法第 41 第 1 項の規定による手付金等の保存措置をいう。

◆ 1 B が契約前に申込証拠金 10 万円を支払っている場合で、契約締結後、当該申込証拠金を代金に充当するときは、A は、その申込証拠金についても保全措置を講ずる必要がある。

◆ 2 A が手付金について銀行との間に保全措置を講じている場合で、A が資金繰りに困り工事の請負代金を支払うことができず、マンションの譲渡が不可能となったときには、B は、手付金の全額の返還を当該銀行に請求できる。

◆ 3 A B 間の契約においては、「A がマンションの引渡しができない場合には、当該手付金の全額を返還するので、B の履行着手前に A が契約を解除しても B は損害賠償その他の金銭を請求しない」旨の特約をすることができる。

◆ 4 A は、手付金 300 万円を受け取ったのち、工事中にさらに中間金として 100 万円を B から受け取る場合は、当該中間金についても保全措置を講ずる必要がある。

宅建業法 平成 13 年 問 41 「手付金等保全措置」

宅地建物取引業者Aは、自ら売主となって、宅地建物取引業者でない買主Bに、建築工事完了前のマンションを価格4,000万円で譲渡する契約を締結し、手付金300万円を受け取った。この場合、宅地建物取引業法の規定によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

なお、この間において「保全措置」とは、同法第41第1項の規定による手付金等の保存措置をいう。

◆1 Bが契約前に申込証拠金10万円を支払っている場合で、契約締結後、当該申込証拠金を代金に充当するときは、Aは、その申込証拠金についても保全措置を講ずる必要がある。

解答：○（正しい） ・ 申込証拠金は手付金等に該当するので保全措置が必要。

◆2 Aが手付金について銀行との間に保全措置を講じている場合で、Aが資金繰りに困り工事の請負代金を支払うことができず、マンションの譲渡が不可能となったときには、Bは、手付金の全額の返還を当該銀行に請求できる。

解答：○（正しい）

・ Aが銀行と保全措置を講じている場合、Bは、手付金の返還を銀行に請求できる。

◆3 AB間の契約においては、「Aがマンションの引渡しができない場合には、当該手付金の全額を返還するので、Bの履行着手前にAが契約を解除してもBは損害賠償その他の金銭を請求しない」旨の特約をすることができる。

解答：×（誤り）

・ 売主：業者、買主：非業者の場合、手付は解約手付とみなされるようになる。「Aが契約を解除してもBは損害賠償その他の金銭を請求しない」というのは買主に不利なので無効。

◆4 Aは、手付金300万円を受け取ったのち、工事中にさらに中間金として100万円をBから受け取る場合は、当該中間金についても保全措置を講ずる必要がある。

解答：○（正しい） ・ 中間金も手付金等に含まれる。

宅建業法 平成 13 年 問 42 「8 つの制限」

宅地建物取引業者 A が、自ら売主となり、宅地建物取引業者 B と建物の売買契約を締結しようとする場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば正しいものはどれか。

◆ 1

A が B から受け取る手付金の額が売買代金の 2 割を超える場合には、その手付金について宅地建物取引業法第 41 条又は第 41 条 2 の規定による手付金等の保全措置を講じなければならない。

。

◆ 2

買主 B も宅地建物取引業者であるので、A が B に対し手付金を貸し付けて契約の締結を誘引してもさしつかえない。

◆ 3

売買予定の建物が、建築工事完了前の建物である場合には、A は、建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請をすれば、B と売買契約を締結することができる。

◆ 4

A B 間で、建物の譲渡価格について値引きをするかわりに、瑕疵担保責任の期間については、引渡しの日から 6 月間とする特約を結ぶ場合、この特約は有効である。

宅建業法 平成 13 年 問 42 「8 つの制限」

宅地建物取引業者 A が、自ら売主となり、宅地建物取引業者 B と建物の売買契約を締結しようとする場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば正しいものはどれか。

◆ 1

A が B から受け取る手付金の額が売買代金の 2 割を超える場合には、その手付金について宅地建物取引業法第 41 条又は第 41 条 2 の規定による手付金等の保全措置を講じなければならない。

解答：×（誤り）

- ・買主が非業者ではなく業者になるので適用されない。

◆ 2

買主 B も宅地建物取引業者であるので、A が B に対し手付金を貸し付けて契約の締結を誘引してもさしつかえない。

解答：×（誤り）

- ・買主が業者でも同じで、手付金で契約の締結を誘引してはいけない。

◆ 3

売買予定の建物が、建築工事完了前の建物である場合には、A は、建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請をすれば、B と売買契約を締結することができる。

解答：×（誤り）

- ・確認の申請だけでは意味がなく、建築確認を得た後なら意味がある。

◆ 4

A B 間で、建物の譲渡価格について値引きをするかわりに、瑕疵担保責任の期間については、引渡しの日から 6 月間とする特約を結ぶ場合、この特約は有効である。

解答：○（正しい）

- ・業者同士であれば瑕疵担保責任の特約を好きに決める事ができる。

宅建業法 平成13年 問43 「案内所」

宅地建物取引業者Aが、自ら所有する土地を20区画の一団の宅地に造成し、これを分譲しようとしている。この場合、宅地建物取引業法（この問において「法」という）の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆1 Aが、現地案内所を設置して、そこで法第35条の規定による重要事項の説明をさせようとするときには、その業務を行うのは、専任の取引主任者でなければならない。

◆2 Aは、分譲の代理を、他の宅地建物取引業Bに依頼した。Bは単独でその分譲のために現地案内所を設置したが、Aは、この案内所の場所について、法第50条第2項の規定による届出をしなければならない。

◆3 Aは、現地案内所を設置して、そこで分譲を行おうとしているが、当該案内所には、法第50条第1項による国土交通省令で定める標識（宅地建物取引業者票）を掲げなければならない。

◆4 Aが、法第15条第1項の規定により専任の取引主任者を置いて現地案内所を設置している場合に、当該案内所で買受けの申込みをした者は、申込み日から起算して8日以内であれば、無条件で申込みの撤回をすることができる。

宅建業法 平成 13 年 問 43 「案内所」

宅地建物取引業者 A が、自ら所有する土地を 20 区画の一団の宅地に造成し、これを分譲しようとしている。この場合、宅地建物取引業法（この問において「法」という）の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1 A が、現地案内所を設置して、そこで法第 35 条の規定による重要事項の説明をさせようとするときには、その業務を行うのは、専任の取引主任者でなければならない。

解答：×（誤り）

・重要事項の説明は通常取引主任者ならできる。専任である必要はない。

◆ 2 A は、分譲の代理を、他の宅地建物取引業 B に依頼した。B は単独でその分譲のために現地案内所を設置したが、A は、この案内所の場所について、法第 50 条第 2 項の規定による届出をしなければならない。

解答：×（誤り）

・届出は案内所を設けた業者だけがする。依頼者はしなくていい。

◆ 3 A は、現地案内所を設置して、そこで分譲を行おうとしているが、当該案内所には、法第 50 条第 1 項による国土交通省令で定める標識（宅地建物取引業者票）を掲げなければならない。

解答：○（正しい）

・10 区画以上の一団の宅地に案内所を設ける場合、標識を掲示する必要がある。

◆ 4 A が、法第 15 条第 1 項の規定により専任の取引主任者を置いて現地案内所を設置している場合に、当該案内所で買受けの申込みをした者は、申込み日から起算して 8 日以内であれば、無条件で申込みの撤回をすることができる。

解答：×（誤り）

・書面で告げられてから 8 日以内が正しい。土地に定着していない案内所の場合はクーリングオフができる。

宅地建物取引業者でないAは、宅地建物取引業者Bに対し、Bが売主である宅地建物について、Aの自宅付近の喫茶店で、その買受けの申込みをした。この場合、宅地建物取引業法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1

Bは、申込みの撤回ができる旨及び撤回の方法の告知は書面で行う必要があるが、口頭で告知した2日後に書面を交付した場合、申込みの撤回が可能な期間の起算日は、口頭での告知のあった日である。

◆ 2

Aは、申込みの撤回を書面により行う必要があり、その効力は、Aが申込みの撤回を行う旨の書面を発した時に生ずる。

◆ 3

買受けの申込みに際して申込証拠金がAから支払われている場合で、Aが申込みの撤回を行ったとき、Bは、遅滞なくその全額をAに返還しなければならないが、申込みの撤回に伴う損害があった場合は、別途これをAに請求できる。

◆ 4

申込みの撤回を行う前にAが売買代金の一部を支払い、かつ、引渡し日を決定した場合は、Aは申込みの撤回はできない。

宅地建物取引業者でないAは、宅地建物取引業者Bに対し、Bが売主である宅地建物について、Aの自宅付近の喫茶店で、その買受けの申込みをした。この場合、宅地建物取引業法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1

Bは、申込みの撤回ができる旨及び撤回の方法の告知は書面で行う必要があるが、口頭で告知した2日後に書面を交付した場合、申込みの撤回が可能な期間の起算日は、口頭での告知のあった日である。

解答：×（誤り）

- ・口頭での告知は意味がないので、書面で告知する必要がある。書面を交付した日が起算日になる。

◆ 2

Aは、申込みの撤回を書面により行う必要があり、その効力は、Aが申込みの撤回を行う旨の書面を発した時に生ずる。

解答：○（正しい）

- ・撤回の書面は、ポストに入れたときから起算される。8日以内に届けば大丈夫。

◆ 3

買受けの申込みに際して申込証拠金がAから支払われている場合で、Aが申込みの撤回を行ったとき、Bは、遅滞なくその全額をAに返還しなければならないが、申込みの撤回に伴う損害があった場合は、別途これをAに請求できる。

解答：×（誤り）

- ・申込みの撤回に伴う損害があったとしてもお客さんに損害請求はできない。

◆ 4

申込みの撤回を行う前にAが売買代金の一部を支払い、かつ、引渡し日を決定した場合は、Aは申込みの撤回はできない。

解答：×（誤り）

- ・申込みの撤回ができなくなるのは、全額の支払い引渡しを受けるのが条件。一部の支払いと、引渡し日の決定では効力がない。

宅建業法 平成13年 問45 「業務上の規制」

次の行為のうち、宅地建物取引業者がしてはならないこととして、宅地建物取引業者法の規定により禁止されているものは、いくつあるか。

◆ア

正当な理由なしに、業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らすこと。

◆イ

自己の所有に属しない宅地又は建物について、宅地建物取引業法で定める一定の場合を除いて、自ら売主となる売買の予約を締結すること。

◆ウ

宅地又は建物の賃借の媒介にあたって、その媒介に係る取引の当事者の双方と媒介契約を締結すること。

◆エ

宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して、国土交通大臣の定める額をこえて報酬を受けること。

宅建業法 平成13年 問45 「業務上の規制」

次の行為のうち、宅地建物取引業者がしてはならないこととして、宅地建物取引業者法の規定により禁止されているものは、いくつあるか。

◆ア

正当な理由なしに、業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らすこと。

解答：禁止

- ・業務上知り得た情報は現役で働いているときや、引退後も守秘義務があり、漏らしてはならない。

◆イ

自己の所有に属しない宅地又は建物について、宅地建物取引業法で定める一定の場合を除いて、自ら売主となる売買の予約を締結すること。

解答：禁止

- ・確実に引き渡せる保証のないようなものを売るのは禁止されている。

◆ウ

宅地又は建物の賃借の媒介にあたって、その媒介に係る取引の当事者の双方と媒介契約を締結すること。

解答：禁止されていない

- ・媒介は契約締結の権限がなく、不利な契約はできないので可能。

◆エ

宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して、国土交通大臣の定める額をこえて報酬を受けること。

解答：禁止

- ・国土交通大臣の定める額をこえた報酬を貰うのは禁止。

【答え】

1. 1つ 2. 2つ 3. 3つ (正しい) 4. 4つ
ア、イ、エ の3つが禁止されているので「3」が正しい。

宅地建物取引業者Aが行う広告に関する次の記述のうち、不当景品類及び不当表示防止法（不動産の表示に関する公正競争規約を含む）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆1

Aは、建物の売買の媒介を依頼されたところ、当該建物は工事完成後10ヵ月が経過しているものの未使用であったので、当該物件を新築物件として販売広告してもよい。

◆2

Aは、駅から160mの距離にある宅地を、代理により売却するに当たり「駅より徒歩2分、立地条件は万全です」と販売広告してもよい。

◆3

Aは、自社所有の10区画の宅地の販売に当たり、インターネットを利用する方法で1ヵ月を販売期間とする旨の広告をしたところ、販売開始1週間で8区画を売却したが、販売期間中の表示の一貫性を考慮し表示の更新は行わなくてもよい。

◆4

Aは、工事中の建物をインターネットを利用する方法で販売広告するに当たり、他の建物の写真であっても当該建物と外観が類似するものであれば、他の建物の写真である旨明示することなく使用してもよい。

宅地建物取引業者Aが行う広告に関する次の記述のうち、不当景品類及び不当表示防止法（不動産の表示に関する公正競争規約を含む）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆1

Aは、建物の売買の媒介を依頼されたところ、当該建物は工事完成後10ヵ月が経過しているものの未使用であったので、当該物件を新築物件として販売広告してもよい。

解答：○（正しい）

- ・ 建築後1年未満なら新築物件。

◆2

Aは、駅から160mの距離にある宅地を、代理により売却するに当たり「駅より徒歩2分、立地条件は万全です」と販売広告してもよい。

解答：×（誤り）

- ・ 160mが直線距離ではなく道路距離なら徒歩2分でいい。「万全です」という表現は、明確な根拠を示さなければ不当表示になる。

◆3

Aは、自社所有の10区画の宅地の販売に当たり、インターネットを利用する方法で1ヵ月を販売期間とする旨の広告をしたところ、販売開始1週間で8区画を売却したが、販売期間中の表示の一貫性を考慮し表示の更新は行わなくてもよい。

解答：×（誤り）

- ・ 残り2区画と表示しなければならない。

◆4

Aは、工事中の建物をインターネットを利用する方法で販売広告するに当たり、他の建物の写真であっても当該建物と外観が類似するものであれば、他の建物の写真である旨明示することなく使用してもよい。

解答：×（誤り）

- ・ 外観が同一で、他の建物の写真だと明示すれば使用していい。

不動産の需要に関する次の記述のうち、最近5年間（平成8年から平成12年まで）の動向を述べたものとして、正しいものはどれか。

◆ 1

地価公示（国土交通省）によると、全国平均の地価の毎年の下落率は、商業地のほうが住宅地よりも大きい。

◆ 2

住宅着工統計（国土交通省）によると、全国の新設住宅の着工戸数は、持家系住宅（持家及び分譲住宅）より貸家系住宅（貸家及び給与住宅）のほうが多い。

◆ 3

住宅・土地統計調査（総務省）によると、全国の住宅戸数は、総世帯数よりも少ない。

◆ 4

地価公示（国土交通省）及び国民経済計算（内閣府）によると、全国平均の地価が下落した年には、実質国内総生産（GDP）も常に下落している。

法令上の制限・他 平成 13 年 問 48 「統計」

不動産の需要に関する次の記述のうち、最近 5 年間（平成 8 年から平成 12 年まで）の動向を述べたものとして、正しいものはどれか。

◆ 1

地価公示（国土交通省）によると、全国平均の地価の毎年の上昇率は、商業地のほうが住宅地よりも大きい。

解答：○（正しい）

◆ 2

住宅着工統計（国土交通省）によると、全国の新設住宅の着工戸数は、持家系住宅（持家及び分譲住宅）より貸家系住宅（貸家及び給与住宅）のほうが多い。

解答：×（誤り）

・貸家・給与住宅よりも、持家・分譲住宅の方が多い。

◆ 3

住宅・土地統計調査（総務省）によると、全国の住宅戸数は、総世帯数よりも少ない。

解答：×（誤り）

・全国の住宅数が総世帯数を約 760 万上回っています。

◆ 4

地価公示（国土交通省）及び国民経済計算（内閣府）によると、全国平均の地価が下落した年には、実質国内総生産（GDP）も常に下落している。

解答：×（誤り）

・地価の下落と、実質国内総生産の下落が一致しているとは限らない。

土地に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

地すべりは、特定の地質や地質構造を有する地域に集中して分布する傾向が強く、地すべり地形と呼ばれる特有の地形を形成することが多い。

◆ 2

土石流は、急勾配の溪流に多量の不安定な砂礫の堆積がある所や、流域内で豪雨に伴う斜面崩壊の危険性の大きい場合に起こりやすい。

◆ 3

まさ、しらす、山砂、段丘砂礫などの主として砂質土からなるのり面は、地表水による浸食には比較的強いため、簡易な排水施設の設置により安定を図ることが可能である。

◆ 4

丘陵地を切土と盛土により造成した地盤の場合は、その境目では地盤の強度が異なるため、不同沈下が起こりやすい。

土地に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆1

地すべりは、特定の地質や地質構造を有する地域に集中して分布する傾向が強く、地すべり地形と呼ばれる特有の地形を形成することが多い。

解答：○（正しい）

◆2

土石流は、急勾配の溪流に多量の不安定な砂礫の堆積がある所や、流域内で豪雨に伴う斜面崩壊の危険性の大きい場合に起こりやすい。

解答：○（正しい）

◆3

まさ、しらす、山砂、段丘砂礫などの主として砂質土からなるのり面は、地表水による浸食には比較的強いため、簡易な排水施設の設置により安定を図ることが可能である。

解答：×（誤り）

・砂は水に流されやすいため、しっかりとした排水施設が必要。

◆4

丘陵地を切土と盛土により造成した地盤の場合は、その境目では地盤の強度が異なるため、不同沈下が起こりやすい。

解答：○（正しい）

法令上の制限・他 平成13年 問50 「建物」

建築材料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

常温常圧において、鉄筋と普通コンクリートを比較すると、温度上昇に伴う体積の膨張の程度（熱膨張率）は、ほぼ等しい。

◆ 2

コンクリートの引張強度は、一般に圧縮強度の10分の1程度である。

◆ 3

木材に一定の力をかけたときの圧縮に対する強度は、繊維方向に比べて繊維に直角方向のほうが大きい。

◆ 4

木材の辺材は、心材より腐朽しやすい。

建築材料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

常温常圧において、鉄筋と普通コンクリートを比較すると、温度上昇に伴う体積の膨張の程度（熱膨張率）は、ほぼ等しい。

解答：○（正しい）

- ・熱膨張率はほぼ等しい。

◆ 2

コンクリートの引張強度は、一般に圧縮強度の10分の1程度である。

解答：○（正しい）

- ・10分の1程度である。

◆ 3

木材に一定の力をかけたときの圧縮に対する強度は、繊維方向に比べて繊維に直角方向のほうが大きい。

解答：×（誤り）

- ・繊維方向の方が、直行する方向より大きい。

◆ 4

木材の辺材は、心材より腐朽しやすい。

解答：○（正しい）

- ・辺材は心材より腐朽しやすい。

問46は法改正のため除外しました。

【制作日/修正日】

2013/9/23

【発行元サイト】

宅建合格ナビ <http://tukaeru-takken.com/>

【運営ブログ】

権利関係ナビ <http://takkennavi.blog.fc2.com/>

宅建業法ナビ http://blog.livedoor.jp/takken_navi/

法令制限ナビ <http://takken-kakomon.seesaa.net/>

Copyright(C) 宅建合格ナビ All rights reserved.